

美波町コロナ対策認定店 認定ガイドライン

1. はじめに

美波町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、不要不急の外出自粛の要請を行うことなどを通じて、感染拡大の防止に取り組んできました。この度、感染拡大の防止と、経済活動の両立を目指す事を目的として、ガイドラインを作成し、町内の事業者で感染拡大防止の為に対策に取り組んだ方にコロナ対策認定店として認定します。

2. 利用者向け対策

①入場時

- ・入場者の列は間隔を1 m（出来れば2 m）あける。従業員による行列の整理、立ち位置に目印をつける等の混雑を防ぐ。
- ・入場者にマスク着用を促す。
- ・非接触型の検温器などで体温を測り、発熱者に対して入場制限等の措置をとる。
- ・施設の規模に応じて入場者数・滞在時間の制限を設け、3密（密閉、密集、密接）を回避する。
- ・入場口などに消毒液等を設置し、入場者の手洗い、消毒の徹底を図る。

②施設内の対策

- ・施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との感覚を1 m（できれば2 m）確保する。
- ・利用者に対し、手洗い、消毒に加えて、大声の会話を慎むよう周知する。
- ・複数の人が使用する場所や、手、口が触れるようなものはこまめに消毒・洗浄を行う。
- ・利用者・来場者に対する紙やチラシ類、販促品等の物の配布は手渡しで行う事はやめ、机などに設置する。
- ・喫煙スペースがある場合は3密を避けるため利用者数の制限を設けるなどの対策を図る。

3. 従業員向けの対策

①体調管理

- ・従業員の使用する衣服や制服はこまめに洗濯する。
- ・従業員に対し、出勤前に検温や体調確認をさせ、毎日報告させる。
- ・体調不良の場合には休養を促し、勤務中に体調不良になった場合は帰省させる。
- ・従業員や事業関係者が体調不良を藻押し出た場合や濃厚接触者の疑いがある場合は検査の受診を勧める。

②営業中

- ・従業員に対して勤務中のマスクの着用を促すと共に、各所に消毒液等を設置し、手洗い・手指消毒を徹底させる。

- ・従業員間で1 m出来れば2 mの距離を保てるよう、人員配置に配慮する。
- ・扉や窓などを開けた上で扇風機やサーキュレーターなどを外部に向けて使用するなど、施設内の定期的な換気を行う。

③更衣室・休憩時など

- ・更衣室・休憩室の規模に合わせた人数制限をし、休憩する際も対面での食事や会話をしないようにする。
- ・屋内の休憩スペースについては、座席のスペースを十分にとり、できる限り換気を行う。
- ・従業員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、定期的に消毒する。
- ・従業員は、更衣室・休憩室に入退出する前後の手洗い・消毒を徹底する。

4. 施設環境整備

①レジ・窓口

- ・レジや窓口など人と人との対面が想定される場所に、アクリル板やビニールなどを設置し、遮蔽する。
- ・レジ前など利用者の列が、想定される場合、立ち位置の目印などで混雑を防ぐ。
- ・キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し、接触を回避する。

②トイレ

- ・手袋・マスク着用の上、定期的に消毒を行う。
- ・ハンドドライヤー・共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する。
- ・個室ではない便器の利用時に1つおきに使用するよう、利用者に周知を図る。

③ゴミの廃棄

- ・鼻水・唾液などが付いたマスクなどのゴミはビニールに入れ、密閉した上で捨てるように表示する。
- ・ゴミを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを使用する。その後、石けんと流水で手洗い・手指消毒を徹底する。

④清掃・消毒

- ・不特定多数が触れる場所・器具などはそれぞれの器具にあう消毒液でこまめに清掃消毒を行う。

5. 感染者発生時に向けた対応

- ・感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、保健所との連絡体制を整える。
- ・濃厚接触者や施設来場者などに対して、後日連絡や情報提供が出来るように、氏名・連絡先などについて、顧客リストやアプリケーションの活用で来場者の把握に努める。
- ・個人情報については目的以外には使用せず、一定期間経過後に削除することを徹底する。